

附加給付(入院附加金および結婚手当金)の 廃止予定について

標記のことについて、皆さまご承知のとおり当共済組合の短期経理においては、平成14年度に全国市町村職員共済組合連合会から調整交付金を、平成15年度からは調整交付金と特別調整交付金(財源は国、地方公共団体、全国連合会等の負担)を受ける財政調整事業の対象組合となり、以後、平成19年度現在(短期財源率は、80.96%で市町村共済組合の中で全国第2位の高率。)もその状況が継続しており、組合員数の減少、給料の引下げ、医療費や退職者給付拠出金等の増加などの影響により、今後も短期給付財政は厳しい状況となることが予測されます。

また、総務省自治行政局の予算における事業運営の基本方針において、附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を十分勘案し適正に努めるよう指導がなされており、当共済組合の予算時における事前協議の場においても附加給付内容の見直しにかかる自助努力を求められていることおよび当共済組合の附加給付の実施状況と、財政調整事業の対象組合となっている全国の他の市町村共済組合(12組合)を比較すると、現物給付にかかる附加金(一部負担金払戻金・家族療養費附加金等)を除き、現金給付にかかる附加金(出産費・埋葬料附加金等)の実施は一部の給付かあるいは全廃しているのが現状であり、これらの市町村共済組合との均衡に十分配慮し、当共済組合として短期給付制度の安定した運営が確保されるよう適切に対処する必要があります。

このことから当共済組合において、短期給付部会、職員側議員協議会、理事会および本年7月4日開催の組合会に方向性を諮り附加給付の見直しについて審議いただいた結果、短期給付財政を取り巻く状況等を総合的に判断し、将来の健全な事業運営に資するためには、附加給付の見直しはやむを得ないとされ、下記の「入院附加金」および「結婚手当金」の給付について、平成20年4月1日付をもって廃止する方針が決定されましたのでお知らせいたします。

なお、見出しにおいて「予定」といたしておりますのは、短期給付等にかかる当組合定款の一部変更に関して、総務省自治行政局への協議と認可手続きに期日を要するためです。

記

★廃止予定の附加給付種別

- 入院附加金(組合員が療養〈公務に基づく療養を除く〉のため引き続いて7日以上入院した場合・1日につき300円)
- 結婚手当金(組合員が結婚(届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)した場合・1件につき30,000円)

★廃止予定年月日(定款の一部変更施行日)

平成20年4月1日(平成20年3月31日までは従前どおり)